



証券コード：9993

株式会社ヤマザワ

第59期

定時株主総会 招集ご通知

株主の皆様へのお願い

※株主総会にご出席の株主様へのお土産の
ご用意並びに 総会後の「株主懇談会」の
開催はございません。

誠に恐縮ではございますが、何卒ご理解くださいま
すようお願い申し上げます。

※駐車スペースに限りがあり、駐車できない場合
もございます。予めご了承ください。

■ 日時

2021年5月26日（水曜日）

午前10時30分

■ 場所

山形県山形市あこや町三丁目8番9号

当社本社 北棟4階ホール

（末尾の会場のご案内をご参照ください。）

目 次

招集ご通知 1

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件 6

第2号議案 取締役9名選任の件 7

第3号議案 監査役1名選任の件 12

(提供書面)

事業報告 13

連結計算書類 29

計算書類 32

監査報告 35

yamazawa

証券コード 9993
2021年5月6日

株主の皆様へ

山形県山形市あこや町三丁目8番9号

株式会社ヤマザワ

代表取締役社長 古 山 利 昭

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を右記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただき、極力、以下のいずれかの方法によって議決権行使することを強くお願い申し上げます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」（6頁～12頁）をご検討いただき、2021年5月25日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意 並びに 総会後の「株主懇談会」の開催はございません。

誠に恐縮ではございますが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

■ 書面（郵送）による議決権の行使

■ インターネットによる議決権の行使

詳しくは「議決権行使等についてのご案内」（4頁～5頁）をご参照くださいますようお願い申し上げます。

なお、書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使された場合は、インターネットによるもの有効とします。また、インターネットにより複数回、議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2021年5月26日（水曜日）午前10時30分
- 2. 場 所** 山形県山形市あこや町三丁目8番9号 当社本社 北棟4階ホール
※駐車スペースに限りがあり、駐車できない場合もございます。予めご了承ください。
- 3. 目的 事 項**
- 報告事項**
- 第59期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
 - 第59期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案** 剰余金処分の件
- 第2号議案** 取締役9名選任の件
- 第3号議案** 監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://yamazawa.co.jp>) に掲載させていただきます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。なお、代理人は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する株主様1名とさせていただきます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://yamazawa.co.jp>) に掲載しております。
- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制」
 - ② 連結計算書類の「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「個別注記表」
- なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ◎21頁記載の円グラフはご参考として掲載したものであり、事業報告の内容を構成するものではありません。

第59期定時株主総会における新型コロナウイルス 感染防止に向けた対応について

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される中、当社第59期定時株主総会の開催、運営方法について慎重に検討しましたが、会場での感染防止に可能な限り努めることを前提とし、予定通り、2021年5月26日（水）に開催することいたしました。なお、今後の状況により、株主総会の運営について大きな変更が生じる場合には、当社Webサイト等にてお知らせいたします。

感染防止に向けた当社の対応を、以下の通りご案内させていただきます。株主の皆様におかれましては、ご理解ならびにご協力ををお願い申し上げます。

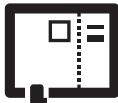
1. 当社の対応について

- ・当社役員および株主総会運営スタッフは当日、検温を行いマスクを着用してご対応させていただきます。
- ・会場受付付近において、アルコール消毒液を配備いたします。
- ・株主総会の議事は、円滑な進行となる方法を検討し、例年より短縮する予定です。

2. 株主様へのお願い

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り株主総会当日のご来場をお控えいただき、株主総会の議決権行使は、可能な限り郵送、又はインターネットでの事前行使をお願いいたします。

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日の状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防対策に十分ご配慮いただくようお願い申し上げます。また、株主総会会場受付で検温及びアルコール消毒の実施を予定しております。
- ・株主様の安全を第一に考え、発熱があると認められる方や体調が優れないと見受けられる方には、株主総会会場への入場をお断りさせていただく可能性がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・株主総会会場の座席数は従来よりも間隔を空けた配置とさせていただきます。そのため、株主総会当日にご来場された株主様に十分なお席がご用意できない可能性がございますので、あらかじめご了承ください。



議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。議決権は、以下の3つの方法により行使することができます。後記の「株主総会参考書類」（6頁～12頁）をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



株主総会に ご出席される場合

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出ください。**

株主総会開催日時

2021年5月26日（水曜日）
午前10時30分



書面（郵送）で議決権 を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ（下記参照）、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年5月25日（火曜日）
午後5時到着分まで



インターネットで議決権 を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年5月25日（火曜日）
午後5時入力完了分まで

－ 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内 －

議 決 権 行 使 書		株主番号 ○○○○○○○○	議決権の数 XX 個
○○○○	御中		
××××年 ×月××日			
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
(印) 諸般用 ○○○○○○			
スマートフォン用 議決権行使 フラッシュメモリ ログインQRコード			
QRコード 見本			
○○○○○○			

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3号議案

- 賛成の場合 ➤ 「賛」 の欄に○印
- 反対する場合 ➤ 「否」 の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 ➤ 「賛」 の欄に○印
- 全員反対する場合 ➤ 「否」 の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 ➤ 「賛」 の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

－ インターネットによる議決権行使のご案内 －

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

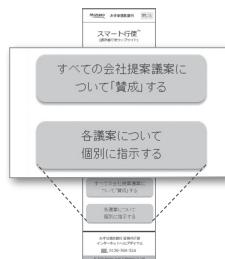
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」による議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

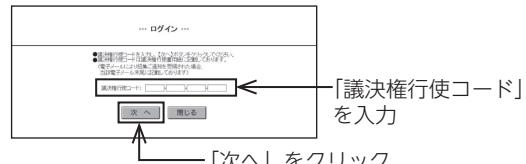
議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



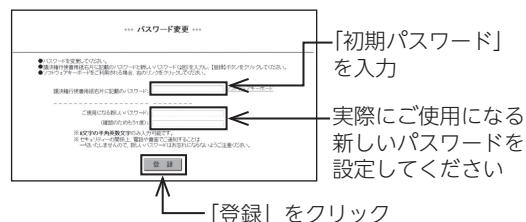
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
 0120-768-524
(受付時間 平日午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な施策と位置づけ、業容の拡大及び1株当たりの価値向上に努め、安定した配当の実施を基本方針としております。

第59期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1)配当財産の種類

金銭といたします。

(2)配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13円50銭、配当総額は147,147,017円といたしたいと存じます。

なお、中間配当として1株当たり13円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当は、1株当たり27円となります。

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

2021年5月27日といたしたいと存じます。

第2号議案

取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（10名）が任期満了となります。つきましては、取締役を1名減員し、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	担当	候補者属性
1	ふる やま とし あき 古山 利昭	代表取締役社長	—	再任
2	き むら たかし 木村 孝	専務取締役	—	再任
3	う い とし ろう 宇井 俊郎	常務取締役	営業本部長 兼 (株)サンコー食品代表取締役社長	再任
4	やま ざわ ひろし 山澤 廣	取締役	(株)ヤマザワ薬品 代表取締役社長	再任
5	く どう かず ひさ 工藤 和久	取締役	人事教育部部長	再任
6	かみ はた ひと み 上畠 口登美	取締役	(株)ヤマザワ薬品 専務取締役 調剤部長	再任
7	たか はし かず お 高橋 一夫	取締役	—	再任 社外 独立
8	はま だ びん 浜田 敏	取締役	—	再任 社外 独立
9	お はら ぎ す け 尾原 儀助	社外監査役	—	新任 社外 独立

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 再任	ふるやま としあき 古山 利昭 (1970年10月11日生)	<p>1993年4月 株山形銀行入行 2009年7月 同行融資部 2011年10月 当社入社 2012年6月 当社取締役 2013年3月 当社営業本部長 2013年5月 当社代表取締役副社長 2015年5月 当社代表取締役社長(現任)</p> <p>[取締役候補者とした理由] 2015年より代表取締役社長として経営に携わっております。経営トップとして当社グループ経営戦略並びに当社中期経営計画推進の中心となり、当社企業価値の持続的成長に資する様々な経営課題に対し着実に取り組むとともに、リーダーシップを發揮していることから、当社グループ経営及び当社企業価値の持続的成長の推進を担う人材として適任であると判断しております。</p>	15,000株
2 再任	きむら たかし 木村 孝 (1953年5月1日生)	<p>1977年4月 株山形銀行入行 2011年6月 同行常務取締役本店営業部長 2014年7月 当社入社 当社専務執行役員 当社営業本部副本部長 2015年5月 当社専務取締役(現任) 2016年3月 当社出店戦略・店舗開発室長</p> <p>[取締役候補者とした理由] 2015年より専務取締役として経営に携わっております。専務取締役として幅広い知識・人脈を有しており、その豊富な見識及び実績を当社経営に活かし当社企業価値の持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断しております。</p>	-
3 再任	うい としろう 宇井 俊郎 (1954年11月6日生)	<p>1977年4月 当社入社 2008年4月 当社執行役員宮城南ブロック長 2009年10月 当社生鮮商品部長 2010年6月 当社取締役 2015年3月 当社商品部長 2016年3月 当社生鮮商品部長 (株)サンコー食品取締役社長 2018年5月 当社常務取締役(現任) 2019年5月 当社営業本部長(現任) (株)サンコー食品代表取締役社長(現任)</p> <p>[取締役候補者とした理由] 2019年に常務取締役として経営に携わっております。また、連結子会社である(株)サンコー食品代表取締役社長に就任後も、その経営手腕を遺憾なく発揮しており、幅広い見識及び実績を当社経営に活かし当社企業価値の持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断しております。</p>	11,050株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4 再任	やまざわ ひろし 山澤 廣 (1970年9月9日生)	<p>1999年 1月 (株)ヤマザワ薬品入社 2002年 4月 当社移籍 2002年 6月 当社取締役（現任） 2004年 4月 当社専務取締役 2006年 6月 (株)ヤマザワ薬品取締役 2013年 3月 同社代表取締役社長（現任） [取締役候補者とした理由]</p> <p>2006年に当社連結子会社である(株)ヤマザワ薬品取締役に就任後、2013年より同社代表取締役社長を務めており、その経営全般にわたる幅広い見識及び実績を当社経営に活かし当社企業価値の持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断しております。</p>	81,120株
5 再任	くどう かずひさ 工藤 和久 (1959年1月13日生)	<p>1982年 9月 当社入社 2010年 6月 当社執行役員山形ブロック長 2014年 7月 当社販売部長 2015年 5月 当社取締役（現任） 2019年 5月 当社人事教育部部長（現任） [取締役候補者とした理由]</p> <p>2015年より取締役として経営に携わっております。人事教育部部長として当社人材育成の統括を務めており、その見識及び実績を当社経営に活かし当社企業価値の持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断しております。</p>	3,900株
6 再任	かみはた ひとみ 上畑 日登美 (1960年2月1日生)	<p>1999年 5月 (株)ヤマザワ薬品入社 2005年 5月 同社調剤部長（現任）兼 調剤宮城ブロック長 2007年 6月 同社取締役 2008年 6月 同社専務取締役（現任） 当社取締役 2018年 5月 当社取締役（現任） [取締役候補者とした理由]</p> <p>2018年より取締役として経営に携わっております。2007年に当社連結子会社である(株)ヤマザワ薬品取締役に就任後、2008年より同社専務取締役を務めており、その経営全般にわたる幅広い見識及び実績を当社経営に活かし当社企業価値の持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断しております。</p>	23,510株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7 再任 社外 独立	たかはし かずお 高橋 一夫 (1952年5月22日生)	<p>1996年 7月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）山形事務所長</p> <p>2011年 7月 高橋一夫公認会計士事務所所長（現任）</p> <p>2012年 6月 当社社外監査役</p> <p>2013年 7月 日本公認会計士協会東北会会长</p> <p>2015年 5月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2019年 4月 山形県立山形東高等学校同窓会会长（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] 高橋一夫公認会計士事務所所長</p> <p>[社外取締役候補者とした理由]</p> <p>公認会計士として高度な専門知識と豊富な経験を有しております。当社において、2015年に社外取締役に就任して以来、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場から適切な助言、監督を行い、取締役会の実効性向上に寄与しております。当社のガバナンス体制を強化していくにあたり、その高い見識を活かし公正な立場で当社の経営に対して助言していただけるものと判断しております。</p>	-
8 再任 社外 独立	はまだ びん 浜田 敏 (1948年6月30日生)	<p>1983年 4月 弁護士登録</p> <p>1985年 4月 浜田敏法律事務所（現 浜田・伊藤法律事務所）所長（現任）</p> <p>2008年 6月 (株)山形銀行社外監査役</p> <p>2011年 6月 公益財団法人山形東高奨学会理事長</p> <p>2012年 4月 当社顧問弁護士（現任）</p> <p>2016年 5月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2016年 6月 (株)山形銀行社外取締役（監査等委員）</p> <p>[重要な兼職の状況] 浜田・伊藤法律事務所所長</p> <p>[社外取締役候補者とした理由]</p> <p>弁護士として法務に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しております。当社において、2016年に社外取締役に就任して以来、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場から適切な助言、監督を行い、取締役会の実効性向上に寄与しております。当社のガバナンス体制を強化していくにあたり、その高い見識を活かし公正な立場で当社の経営に対して助言していただけるものと判断しております。</p>	-

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
9 新任 社外 独立	尾原 儀助 (1948年2月24日生)	<p>1972年 4月 麒麟麦酒(株)（現キリンビール(株)）入社 1973年 8月 男山酒造(株)代表取締役（現任） 山形酒類販売(株)代表取締役（現任） 2007年 6月 一般社団法人山形県法人会連合会会長 当社社外監査役（現任） 2014年 6月 (株)山形銀行社外取締役 2016年 6月 (株)山形銀行社外取締役（監査等委員）（現任） [重要な兼職の状況] 男山酒造(株)代表取締役、山形酒類販売(株)代表取締役、(株)山形銀行社外取締役（監査等委員） [社外取締役候補者とした理由] 男山酒造(株)及び山形酒類販売(株)の代表取締役として営業及び管理全般を統括しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社において、2007年に社外監査役に就任して以来、経営監視に努めておりました。今後、当社のガバナンス体制を強化していくにあたり、その高い見識を活かし公正な立場で当社の経営に対して助言していくだけるものと判断しております。</p>	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 佐藤慎三氏及び黒田俊郎氏は、2021年5月26日付で任期満了により退任となります。
 3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 4. 高橋一夫氏、浜田敏氏及び尾原儀助氏は、社外取締役候補者であります。
 5. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
 - ・当社は、浜田敏氏と顧問弁護士契約を締結しており、顧問契約に基づく顧問料を毎年お支払いしております。
 - ・高橋一夫氏及び浜田敏氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、高橋一夫氏は公認会計士として企業の財務会計に、浜田敏氏は弁護士として企業法務に精通しており、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 - ・尾原儀助氏は、男山酒造(株)及び山形酒類販売(株)の代表取締役として企業の財務会計に精通しており、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 - ・高橋一夫氏及び浜田敏氏は、現在当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって高橋一夫氏が6年、浜田敏氏が5年となります。
 - ・尾原儀助氏は、現在当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって13年10ヶ月となります。
 - ・当社は、高橋一夫氏、浜田敏氏及び尾原儀助氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、高橋一夫氏、浜田敏氏の再任及び尾原儀助氏の選任が承認された場合には、それぞれの当該契約を継続する予定であります。
 - ・当社は、高橋一夫氏、浜田敏氏及び尾原儀助氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、高橋一夫氏、浜田敏氏の再任及び尾原儀助氏の選任が承認された場合には、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役尾原儀助氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
ひろせ わたる 廣瀬 渉 (1954年9月22日生) 新任 社外 独立	<p>1977年4月 山形県入庁 2010年4月 山形県商工観光部長 2012年4月 山形県企画振興部長 2014年4月 山形県企業管理者 2016年4月 山形県教育委員会教育長 2019年4月 公益財団法人山形県建設技術センター理事長（現任） 2020年4月 公益信託荘内銀行ふるさと創造基金運営委員会委員長（現任） 2020年6月 (株)荘内銀行社外取締役（現任） [重要な兼職の状況] 公益信託荘内銀行ふるさと創造基金運営委員会委員長（現任）、(株)荘内銀行社外取締役（現任） [社外監査役候補者とした理由] 廣瀬渉氏は行政職の経験を有しており、幅広い活動による経験や、その高い見識を公正な立場により当社の監査体制強化に生かしていただけるものと判断しております。 </p>	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 廣瀬渉氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれられることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 4. 当社は廣瀬渉氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める限度額としております。なお、廣瀬渉氏の選任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。
 5. 当社は、廣瀬渉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合に、新たに独立役員となる予定であります。

以上

(提供書面)

事業報告 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

(単位：百万円)

	第 58 期	第 59 期	増減額	増減率(%)
売 上 高	109,709	112,938	3,228	2.9
営 業 利 益	627	2,459	1,832	292.1
経 常 利 益	698	2,409	1,711	245.0
親会社株主に帰属する当期純利益又は 当 期 純 損 失 (△)	△220	878	1,098	—

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、世界経済の悪化とともに、厳しい状況下で推移いたしました。

小売業界におきましては、新型コロナウイルス感染への懸念、家計収入減少の中、生活防衛意識の急激な高まりにより、業種・業態によって需要動向が明確に分かれました。特に食品小売業におきましては、マスクをはじめとする感染予防関連商品および学校休校による内食需要の高まりを受けた生鮮食品の伸長、まとめ買い傾向による客単価の上昇により、業績は良好に推移いたしました。しかしながら、今後の感染動向、内外経済動向の見通しが難しく、取り巻く環境は依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループにおきましては、「毎日の生活に必要な商品を新鮮で美味しく、安く提供する事により、食生活を豊かにし地域社会に貢献する」という経営理念のもと、お客様と従業員の安全を最優先に、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、従業員の体調管理体制強化、消毒・清掃の強化、身体的距離の確保、営業時間の短縮等の対策を講じながら、地域のお客様の生活を支える商品の供給、提供に努めてまいりました。そのうえで、「地域のお客様に繰り返しご来店していただける店づくり」に向か、『令和の時代に求められる店づくり』を本年度のスローガンに掲げ、全社一丸となって各施策の実行及び

検証を行ってまいりました。

セグメントの状況は、次のとおりであります。

スーパーマーケット事業におきましては、販売企画として、「生活応援セール」や「水曜均一祭」を実施しました。両企画では食料品を中心にお買い得商品を多数揃え、販売を強化してまいりました。また、当社が加盟するニチリウグループ(日本流通産業株式会社)のプライベートブランド商品である「くらしモア」や、連結子会社の「株式会社サンコー食品」による当社グループオリジナルの惣菜及び日配商品の拡販を積極的に行ってまいりました。

営業面では、集客強化及び店舗活性化のため、売場づくりの改革と、販促イベントの多様化に取り組みました。売場づくりの改革といたしましては、「今週の一品」と銘打ち、バイヤーこだわりの商品を週ごとに設定、全店で販売を徹底し、よりお客様にご支持いただけるよう努めました。また、2020年3月より加工食品や日用品を中心に商品を厳選した「期間限定スペシャルプライス」商品を販売し、買上点数増を図りました。販促イベントの多様化といたしましては、日曜日のポイント10倍セールに加え、平日のポイント10倍セールの実施、また、青果部門では月初めに「大青果市」を開催し、野菜・果物をお値打ちな価格で販売いたしました。さらに、当社グループ独自の電子マネー機能付きポイントカード「にこかカード」の利用拡大のため、チャージ機利用による特典付与等の販促活動を継続的に実施いたしました。

また、株式会社ヤマザワにおきましては、2020年6月より、移動スーパー「とくし丸」事業を開始いたしました。移動スーパー「とくし丸」は、店舗へのご来店が困難なお客様の利便性向上を目的とし、販売パートナー（個人事業主）が商品を車に積み込み、依頼された方のご自宅まで伺い、お買物をいただくサービスです。取扱品目は500品程度で、加工食品や日用品の他、チルド商品やアイスクリーム等も取り扱っております。2020年6月に山形県山形市に第1号車、9月に山形県東置賜郡高畠町に第2号車、11月に山形県鶴岡市に第3号車の運行を開始いたしました。いずれの運行エリアにおきましても、近隣に店舗がなく、スーパーの出店が望まれている地域でもありました。特に高齢者の方よりご好評を得ており、第3号車の運行エリアでは初めて老人ホームへのサービスも行いました。今後も他エリアにての運行を隨時増やしていく予定です。

ドラッグストア事業におきましては、地域のお客様の「生活の質」の向上に貢献し、快適な生活をサポートするべく、販促活動の強化に取り組むとともに、トータルコストリダクションを掲げ、全社一丸となって経費削減活動に取り組みました。

その他事業におきましては、惣菜及び日配商品を開発製造して当社グループへ納品しております、スーパーマーケット事業との連携を密にし、安全・安心で美味しいオリジナル商品の開発を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,129億38百万円（前期比2.9%増）、営業利益は24億59百万円（同292.1%増）、経常利益は24億9百万円（同245.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は8億78百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失が2億20百万円）となりました。

② 設備投資及び資金調達の状況

・スーパーマーケット事業

よねや商事株式会社におきまして、2020年3月に「大曲中央店」（秋田県大仙市）を新規開店いたしました。また、株式会社ヤマザワにおきまして、同年5月に「鶴岡茅原店」（山形県鶴岡市）を、既存店舗の「鶴岡宝田店」（山形県鶴岡市）を閉店して、近隣地へ新設移転いたしました。旧店舗である「鶴岡宝田店」と比較して拡充した売場面積を活用し、売上規模も拡大しております。具体的な取組みとしては、ストックキッチン・フレッシュサラダゾーンの展開強化、地元鶴岡市でなじみの商品の豊富な取り扱いや地場野菜コーナー等の販売強化、インストアベーカリー及びイートインコーナーの新設等を実施し、地域のお客様からより一層ご支持をいただける店づくりに努めました。また、同年12月に「谷地店」（山形県西村山郡河北町）を、既存店舗を閉店して、近隣地へ新設移転いたしました。『多様化するライフスタイルに対応した売場・商品の提供』をコンセプトに、レイアウト・品揃えの更なる刷新を行いました。一ヵ所に集約した出入り口の先頭に、購買頻度の高い青果・惣菜売場を配置し、売上の最大化とオペレーションの効率化を図りました。また、上質品の訴求を兼ねた新規取組みといたしまして、旬の鮮魚による、切り立てのネタを使用した「魚屋の鮓（すし）」を初導入し、更なる鮮度・付加価値の向上を図りました。さらに、地元商品の拡充を図り、同店が所在する、河北町の品質の高いイタリア野菜も数多く取りそろえました。

既存店の活性化といたしましては、株式会社ヤマザワにおきまして2020年4月に「鶴岡店」（山形県鶴岡市）、8月に「成沢店」（山形県山形市）、10月に「村山店」（山形県村山市）の改装を実施いたしました。なお、株式会社ヤマザワにおきまして、2020年6月に「泉ヶ丘店」（宮城県仙台市）、7月に「高砂店」（宮城県仙台市）、8月に「（旧）谷地店」（山形県西村山郡河北町）、「愛島店」（宮城県名取市）、9月に「長町南店」（宮城県仙台市）を閉店いたしております。

以上によりまして、株式会社ヤマザワの店舗が山形県内42店舗、宮城県内18店舗、よねや商事株式会社の店舗が秋田県内10店舗となり、スーパーマーケット事業の合計店舗数は70店舗となりました。

・ドラッグストア事業

株式会社ヤマザワ薬品におきまして、2020年5月に「ドラッグ鶴岡茅原店」（山形県鶴岡市）を、既存店舗の「ドラッグ鶴岡宝田店」（山形県鶴岡市）を閉店して、近隣地へ新設移転いたしました。ドラッグストアの強みを活かし、医薬品の買回り向上および販売強化、介護・衛生用品の品揃え拡大、接客・カウンセリング力強化等、幅広い世代に対応できる魅力的なお店づくりに取り組みました。また、同年7月には「調剤薬局吉成店」（宮城県仙台市）を開店、12月には「ドラッグ谷地店」（山形県西村山郡河北町）を、既存店舗を閉店して、近隣地へ新設移転いたしました。なお、2020年4月に「ドラッグ山形済生病院前店」（山形県山形市）、2020年7月に「ドラッグ鶴岡店」（山形県鶴岡市）、「ドラッグ愛島店」（宮城県名取市）、8月に「ドラッグ（旧）谷地店」（山形県西村山郡河北町）、2021年1月に「調剤薬局城南店」（山形県山形市）を閉店いたしております。

これらによる期中設備投資の総額は、48億79百万円（ただし、自己所有資産47億69百万円、リース資産1億10百万円）となり、資金調達につきましては、自己資金及び借入金より充当いたしました。

③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第56期 2018年2月期	第57期 2019年2月期	第58期 2020年2月期	第59期(当連結会計年度) 2021年2月期
売上高(百万円)	114,303	110,688	109,709	112,938
経常利益(百万円)	1,231	283	698	2,409
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	389	△245	△220	878
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	35.74	△22.50	△20.25	80.56
総資産(百万円)	50,906	49,397	50,284	50,902
純資産(百万円)	29,297	28,658	28,162	28,732
1株当たり純資産額(円)	2,688.36	2,629.22	2,582.30	2,634.57

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
(株)ヤマザワ薬品	90百万円	100%	医薬品、化粧品等の販売及び調剤薬局の経営
よねや商事(株)	39百万円	100%	食料品、住居関連商品等の販売
(株)サンコー食品	70百万円	100%	米飯、惣菜、日配商品の製造及び販売

(4) 対処すべき課題

今後におきましては、ワクチンの普及が進むなど明るい動きはあるものの、新型コロナウイルスの感染再拡大により、感染状況が一段と深刻化し、経済活動の停滞が長期化することも考えられます。

当社におきましては、お客様の感染回避と節約に対する意識がより一層高まり、来店頻度減少傾向と、低価格・必要最小限の購買への志向が強まることで、増収のハードルが非常に高くなることが想定されます。さらには、業態を超えた競合激化により、取り巻く環境はますます厳しくなるものと予想されます。

このような環境の中、引き続き当社グループの経営理念であります「毎日の生活に必要な商品を新鮮で美味しく、安く提供する事により、食生活を豊かにし地域社会に貢献する」ことを目指し、食品スーパー・マーケットとしてお客様にとって選びやすく買いやすい売場の実現や、イベント・賑わいのある売場づくり、笑顔の接客を進めてまいります。

また、地産地消を推進し、生鮮食品の品揃え強化を更に進め「より安全・安心な商品」の販売に努めるとともに、お客様の立場に立ったオリジナル商品の開発や商品の改廃をスピーディーに行い、機会ロスや在庫の削減に努めてまいります。

更に、QCサークルの実践、作業改善による生産性の向上、既存店舗の活性化、企業規模拡大のために必要な人材の育成とともに、一層の経費の削減に努めてまいります。

来期の設備投資につきましては、株式会社ヤマザワにおきまして、上期において「中野栄店」(宮城県仙台市)の新規出店を予定しております。同店は、既存店舗「高砂店」を閉店し、名称を変更しての同敷地新設となります。併せて、既存店活性化のための改装を積極的に行ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年2月28日現在）

当社の企業集団は、当社及び子会社5社並びに関連会社1社で構成され、小売業のスーパー・マーケットを中心に、ドラッグストア、調剤薬局の経営及び食品の製造販売等を行っております。

スーパー・マーケット事業は、食料品、住居関連商品及び衣料品等の販売、ドラッグストア事業は、医薬品、化粧品等の販売及び調剤薬局の経営を行っております。

また、その他に、米飯（寿司・弁当・おにぎり）、惣菜等の調理品及び牛乳・豆腐・納豆・麺・こんにゃく等の日配商品を製造し、主にスーパー・マーケット事業において販売しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年2月28日現在)

① 当社

本社 (本部) 山形県山形市あこや町三丁目8番9号

営業店舗数

地 区		店 舗	数	
山形県	山形市周辺	山形市 11、東村山郡中山町 1、上山市 1	13	42
	最上村山	天童市 4、新庄市 2、尾花沢市 1、村山市 2、東根市 1、西村山郡河北町 1、寒河江市 2	13	
	置賜	南陽市 2、長井市 1、東置賜郡川西町 1、米沢市 4、東置賜郡高畠町 1	9	
	庄内	酒田市 3、東田川郡庄内町 1、鶴岡市 3	7	
宮城県	仙台市	泉区 3、宮城野区 1、若林区 1、太白区 2	7	18
	仙台市以外	大崎市 2、黒川郡大和町 2、富谷市 1、多賀城市 1、塩釜市 1、宮城郡七ヶ浜町 1 白石市 2、角田市 1	11	
合 計				60

② 子会社

会 社 名	所 在 地 及 び 店 舗 数		
(株) ヤマザワ薬品	本社 (本部)	山形県山形市あこや町三丁目9番3号	
	営業店舗数	山形県 46、宮城県 25	計 71
よねや商事(株)	本社 (本部)	秋田県横手市横手町字大関越80番地	
	営業店舗数	秋田県 10	
(株)サンコー食品	本社及び工場	山形県山形市北町四丁目15番5号	

(7) 従業員の状況 (2021年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,239 (3,420)名	5名増 (18名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は()内に1日1人8時間換算の年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
848 (2,635)名	12名減 (80名減)	44.0歳	18.4年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は()内に1日1人8時間換算の年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年2月28日現在)

借入先		借入額
(株) 山形銀行		1,971百万円
(株) 七十七銀行		800
(株) 秋田銀行		708
(株) きらやか銀行		250
(株) みづほ銀行		250
(株) 荘内銀行		150

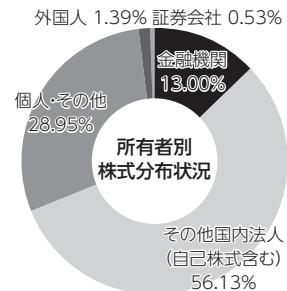
(9) その他企業集団の現況に関する事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 19,835,000株
- ② 発行済株式の総数 10,960,825株
- ③ 株主数 9,172名
- ④ 大株主 (上位10名)



株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(有) ヤマザワ興産	1,011,576株	9.28%
(公財) ヤマザワ教育振興基金	893,407	8.20
ヤマザワ取引先持株会	743,316	6.82
ヤマザワ産業(株)	634,382	5.82
(株) 山景	611,500	5.61
(有) ヤマザワコーポレーション	531,567	4.88
(有) ヤマザワホーム	487,872	4.48
(株) ヤマザワ・エージェンシー	481,108	4.41
(株) 山形銀行	340,920	3.13
山澤進	317,707	2.91

(注) 1. 持株比率は、自己株式(61,046株)を控除して計算しております。

2. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年2月28日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	古 山 利 昭	
専務取締役	木 村 孝	
常務取締役	宇 井 俊 郎	営業本部長 兼 (株)サンコー食品代表取締役社長
取締役	佐 藤 慎 三	管理本部長
取締役	山 澤 廣	(株)ヤマザワ薬品 代表取締役社長
取締役	工 藤 和 久	人事教育部部長
取締役	黒 田 俊 郎	内部監査室室長
取締役	上 畑 日 登 美	(株)ヤマザワ薬品 専務取締役 調剤部長
取締役	高 橋 一 夫	高橋一夫公認会計士事務所所長
取締役	浜 田 敏	浜田・伊藤法律事務所所長
常勤監査役	森 美 博	
監査役	尾 原 儀 助	男山酒造(株) 代表取締役、山形酒類販売(株) 代表取締役、(株)山形銀行 社外取締役(監査等委員)
監査役	川 井 雅 浩	川井雅浩税理士事務所所長、(株)塙田会計事務所代表取締役専務

- (注) 1. 取締役 高橋一夫氏及び浜田敏氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 尾原儀助氏及び川井雅浩氏は、社外監査役であります。
- 監査役 尾原儀助氏は、男山酒造(株)及び山形酒類販売(株)の代表取締役として営業及び管理全般を統括しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役 川井雅浩氏は、税理士の資格を有し、(株)塙田会計事務所の代表取締役専務として管理全般を統括しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役 高橋一夫氏及び浜田敏氏、監査役 尾原儀助氏及び川井雅浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	分	員数	報酬等の額
取 (う ち 社 外	締 取 役)	8名 (2)	84百万円 (4)
監 (う ち 社 外	査 監 役)	3 (2)	10 (3)
合	計	11	95

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末日現在の取締役の員数は10名であります。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年6月27日開催の第44期定時株主総会において年額3億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年6月27日開催の第44期定時株主総会において年額2千4百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役 高橋一夫氏は、高橋一夫公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役 浜田敏氏は、浜田・伊藤法律事務所所長であります。当社は浜田敏氏と顧問弁護士契約を締結しており、顧問契約に基づく顧問料を毎年お支払いしております。
 - ・監査役 尾原儀助氏は、男山酒造株式会社及び山形酒類販売株式会社の代表取締役であります。当社と両兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役 川井雅浩氏は、川井雅浩税理士事務所所長及び株式会社塚田会計事務所の代表取締役専務であります。当社と両兼職先との間には特別の関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 監査役 尾原儀助氏は、株式会社山形銀行の社外取締役(監査等委員)であります。株式会社山形銀行は当社の主要な取引銀行であります。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

役名	氏名	取締役会		監査役会	
		出席状況 (出席率)	出席状況 (出席率)	出席状況 (出席率)	出席状況 (出席率)
取締役	高橋一夫	12回／12回 (100%)		- (-)	
取締役	浜田敏	12回／12回 (100%)		- (-)	
監査役	尾原儀助	12回／12回 (100%)		12回／12回 (100%)	
監査役	川井雅浩	12回／12回 (100%)		12回／12回 (100%)	

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役 高橋一夫氏及び浜田敏氏、監査役 尾原儀助氏及び川井雅浩氏の4氏は、必要に応じ、豊富な財務・会計業務または法務に関する経験並びに経営者の観点から助言・提言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(4) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. コンプライアンス

- ・「ヤマザワグループ企業行動規範」を当社グループの全従業員へ配布し、各店舗、本部各部署において朝礼等で読み合わせをするなど、周知及び意識の向上に努めております。
- ・当社は、内部通報制度（内部通報ホットライン）を整備し、グループ全体で共有しており、問題の早期発見と改善に努めています。

2. リスク管理体制

- ・当社グループが損失又は不利益を被る可能性のある企業内外の諸要因について、また、当社グループの信頼性のある財務報告の作成に影響があると思われる情報・事案については、各部署の責任者へ隨時報告される仕組みが構築されており、その後、必要に応じ当社の経営戦略会議、常務会及び取締役会において多岐にわたる検討が行われ、適切な対応を行っています。また、不正に関しては、必要に応じて店長会議をはじめ各種会議等において報告され、全従業員へ周知が図られる体制を築いております。

3. グループ管理体制

- ・子会社の取締役会には当社の関係する取締役が出席し適宜意見を述べており、また、子会社において重要事項を決定する場合は隨時報告を受け、当社においても十分な協議・検討を行っております。
- ・子会社の財務状況及びその他の状況について、毎月開催される子会社取締役会において報告を受ける体制となっております。子会社取締役会には、当社代表取締役をはじめ複数の当社取締役及び担当部長が出席しております。

4. 取締役の職務執行体制

- ・毎月開催される取締役会において、その都度、当社に関わる重要事項（中期経営計画の進捗確認、予算策定、設備投資等）について審議を行い、社外取締役2名は適宜意見を述べ、経営の監視・監督に努めております。
- ・毎月開催される経営戦略会議や店長会議・営業推進会議、また、原則として週3回開催される代表取締役・取締役・担当部長等による情報交換会議を実施し、情報共有を図り組織による円滑な業務執行を目指しております。

5. 監査役の監査体制

- ・当社の監査役会は、常勤監査役1名と社外の非常勤監査役2名で構成されており、毎月開催される取締役会への出席、また、代表取締役、内部監査室・会計監査人とも定期的な情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びにその運用状況を確認しております。
- ・当社の監査役は、隨時、代表取締役・取締役と意見交換を行うほか、毎月の監査役会において情報共有を図り、経営の健全化に努めております。常勤監査役においては、毎月の監査報告会にて、関係取締役・内部監査室・各顧問とも意見交換を行っております。
- ・常勤監査役は、経営戦略会議、常務会、店長会議等の当社における重要な会議に出席するほか、社内稟議書等の重要書類を定期的に閲覧し、監査の実効性の向上を図っております。

(5) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者 の在り方に関する基本方針

当社は、「毎日の生活に必要な商品を新鮮で美味しく、安く提供する事により、食生活を豊かにし地域社会に貢献する」ことを経営理念として、山形・宮城の両県において顧客満足の向上を図りながら健全な財務基盤を形成しております。

「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」は、当社の経営理念をよく理解し、流通業界における豊富な知識と経験を有した者が担うことが望ましく、このことが企業価値の向上及び株主様の利益に繋がるものと考えます。

具体的な防衛策については、当社としての重要な事項と認識しており、継続的に検討しておりますが、当社の事業及び経営方針に対し理解を示し、安定的な株式保有を前提としている株主の皆様の議決権保有割合を鑑みて、現時点での防衛策の導入はしておりません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業の成長と収益力向上が株主の皆様の利益に結びつくものと考えております。この方針に基づき、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要施策と位置づけ、安定した配当の実施に努めてまいりました。今後も業容拡大と1株当たりの価値を高め、安定した配当による利益還元に努めてまいります。

また、内部留保資金につきましては、新店投資、既存店活性化のための改装投資に充てるとともに、情報関連・人材育成等の投資に活用し、株主の皆様のご期待に応えてまいります。

連結貸借対照表 (2021年2月28日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 頓	科 目	金 頓
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	14,008	流動負債	18,265
現金及び預金	7,716	支払手形及び買掛金	7,674
受取手形及び売掛金	700	短期借入金	3,400
商品及び製品	3,868	1年内返済予定の長期借入金	164
仕掛品	0	未払金	2,889
原材料及び貯蔵品	106	リース債務	243
その他の流動資産	1,615	未払法人税等	642
		未払消費税等	184
		賞与引当金	294
固定資産	36,894	役員賞与引当金	0
有形固定資産	31,954	ポイント引当金	670
建物及び構築物	16,487	商品券回収損失引当金	73
土地	12,842	その他の流動負債	2,026
リース資産	840		
建設仮勘定	394	固定負債	3,905
その他の有形固定資産	1,389	長期借入金	695
		リース債務	976
無形固定資産	1,210	退職給付に係る負債	425
借地権	903	資産除去債務	1,197
のれん	41	その他の固定負債	610
その他の無形固定資産	265		
		負 債 合 計	22,170
投資その他の資産	3,728	純 資 産 の 部	
投資有価証券	350	株主資本	28,701
長期貸付金	18	資本金	2,388
保険積立金	70	資本剰余金	2,208
敷金及び保証金	1,290	利益剰余金	24,173
繰延税金資産	2,002	自己株式	△70
その他の投資	47	その他の包括利益累計額	15
貸倒引当金	△51	その他有価証券評価差額金	8
		退職給付に係る調整累計額	6
		新株予約権	15
資 产 合 計	50,902	純 資 产 合 計	28,732
		負 債 ・ 純 資 产 合 計	50,902

連結損益計算書 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位 百万円)

科 目	金額
売上高	112,938
売上原価	80,458
売上総利益	32,480
販売費及び一般管理費	30,020
営業利益	2,459
営業外収益	
受取利息及び配当金	12
その他の営業外収益	149
	162
営業外費用	
支払利息	14
その他の営業外費用	198
	212
経常利益	2,409
特別利益	
固定資産売却益	296
	296
特別損失	
固定資産売却損	58
固定資産除却損	310
減損損失	546
	914
税金等調整前当期純利益	1,791
法人税、住民税及び事業税	706
法人税等調整額	206
当期純利益	878
親会社株主に帰属する当期純利益	878

連結株主資本等変動計算書 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当期首残高	2,388	2,208	23,590	△69		28,117
当期変動額						
剩余金の配当			△294			△294
親会社株主に帰属する当期純利益			878			878
自己株式の取得				△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	－	－	583	△0		583
当 期 末 残 高	2,388	2,208	24,173	△70		28,701

	そ の 利 益	他 の 累 計	包 括 額	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他の有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	11	17	29	15	28,162
当期変動額					
剩余金の配当					△294
親会社株主に帰属する当期純利益					878
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3	△10	△14	－	△14
当期変動額合計	△3	△10	△14	－	569
当 期 末 残 高	8	6	15	15	28,732

貸借対照表 (2021年2月28日現在)

(単位 百万円)

科 目	金額	科 目	金額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	8,433	流動負債	13,865
現金及び預金	5,195	買掛金	5,700
売掛金	3	短期借入金	1,900
商品及び製品	1,873	1年内返済予定の長期借入金	9
原材料及び貯蔵品	45	リース債務	151
前払費用	147	未払金	2,424
未収収益	0	未払費用	36
短期貸付金	2	未払法人税等	559
未収入金	1,138	未払消費税等	167
その他の流動資産	26	預り金	1,565
固定資産	34,473	賞与引当金	225
有形固定資産	28,449	ポイント引当金	568
建物	13,535	商品券回収損失引当金	73
構築物	1,158	商品券	483
機械装置	62	固定負債	2,113
車両運搬具	0	長期借入金	21
器具及び備品	912	リース債務	545
土地	11,768	長期未払金	6
リース資産	644	退職給付引当金	9
建設仮勘定	367	資産除去債務	1,036
無形固定資産	1,173	預り保証金	492
借地権	952	負 債 合 計	15,979
ソフトウェア	165	純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産	56	株主資本	26,904
投資その他の資産	4,849	資本金	2,388
投資有価証券	269	資本剰余金	2,208
関係会社株式	1,646	資本準備金	2,200
出資金	5	その他資本剰余金	8
長期貸付金	18	利益剰余金	22,376
長期前払費用	10	利益準備金	199
差入保証金	224	その他利益剰余金	22,177
敷金	867	固定資産圧縮積立金	277
繰延税金資産	1,854	別途積立金	19,191
その他の投資	4	繰越利益剰余金	2,708
貸倒引当金	△50	自己株式	△70
資 产 合 計	42,906	評価・換算差額等	7
		その他有価証券評価差額金	7
		新株予約権	15
		純 資 産 合 計	26,927
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	42,906

損 益 計 算 書 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
営業収益	
売上高	85,789
その他の営業収入	4,090
売上原価	63,912
売上総利益	25,967
販売費及び一般管理費	23,754
営業利益	2,212
営業外収益	
受取利息及び配当金	12
その他の営業外収益	76
営業外費用	89
支払利息	6
その他の営業外費用	190
経常利益	2,104
特別利益	
固定資産売却益	296
特別損失	
固定資産売却損	53
固定資産除却損	304
減損損失	224
関係会社株式評価損	81
税引前当期純利益	664
法人税、住民税及び事業税	606
法人税等調整額	△59
当期純利益	1,189

株主資本等変動計算書 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位 百万円)

資本金	株主資本					利益剰余金				
	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益	剰余金		
当期首残高	2,388	2,200	8	2,208	199	304	19,191	1,785	21,481	
当期変動額										
剩余金の配当								△294	△294	
当期純利益								1,189	1,189	
自己株式の取得										
固定資産圧縮積立金の取崩						△27		27	-	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△27	-	923	895	
当 期 末 残 高	2,388	2,200	8	2,208	199	277	19,191	2,708	22,376	

	株主資本		評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	△69	26,008	10	15	26,035
当期変動額					
剩余金の配当		△294			△294
当期純利益		1,189			1,189
自己株式の取得	△0	△0			△0
固定資産圧縮積立金の取崩					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△3	-	△3
当期変動額合計	△0	895	△3	-	892
当 期 末 残 高	△70	26,904	7	15	26,927

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月23日

株式会社 ヤマザワ
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
山形事務所
指定有限責任社員 公認会計士 高嶋清彦㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大倉克俊㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマザワの2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマザワ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に對する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月23日

株式会社 ヤマザワ
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
山形事務所
指定有限責任社員 公認会計士 高嶋清彦㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大倉克俊㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマザワの2020年3月1日から2021年2月28日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、社外取締役との意思疎通を図り、定期的な意見交換をはじめとした日頃の連携に向けた取り組みを行いました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月26日

株式会社ヤマザワ監査役会

常勤監査役 森 美 博 印

監査役 尾原儀助 印

監査役 川井雅浩 印

(注) 監査役 尾原儀助及び川井雅浩は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

メモ

メモ

第59期 定時株主総会 会場のご案内

会場 2021年5月26日（水曜日）
午前10時30分

山形県山形市あこや町三丁目8番9号
当社本社 北棟4階ホール
023-631-2211(代)

交通 • JR山形駅より車で10分
• 山形蔵王I.Cより車で5分

駐車スペースに限りがあり、駐車できない場合もございます。予めご了承ください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意 並びに 総会後の「株主懇談会」の開催はございません。誠に恐縮ではございますが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

